

町田市文化財保護審議会への諮問について

1 諮問事項

町田市登録有形民俗文化財の登録について

2 諮問内容

(1) 登録候補

成瀬の天狗型道祖神 (3基)

(2) 種別

町田市登録有形民俗文化財

3 諮問理由

成瀬地区に存在する天狗の像容を配した3基の単体像道祖神塔について、町田市固有の地域の歴史、文化を理解する上で、また全国的に見ても、石造物としての文化財的価値が高いものとして、町田市文化財指定・登録基準「第2 町田市文化財登録基準」の「3 町田市登録有形民俗文化財」に該当すると考えられるため、町田市文化財保護条例第50条に基づき、町田市文化財保護審議会に諮問するものです。

4 その他

本件は、2025年2月に開催する第32期町田市文化財保護審議会第7回会議において諮問し、審議いただく予定です。

(別添資料)

○ 参考資料

- 1 2024年度町田市登録有形民俗文化財候補
- 2 町田市文化財指定・登録基準

○参考資料1

2024年度町田市登録有形民俗文化財候補

- 名称：成瀬の天狗型道祖神（3基）
- 種別：町田市登録有形民俗文化財
- 所在地：①町田市成瀬5丁目4995番地 山之根稻荷神社境内  
②町田市南成瀬4丁目19番地14 西山児童公園内  
③町田市南成瀬8丁目11番地33
- 所有者：①不詳  
②不詳  
③不詳
- 内容：道祖神
- 製作年代：①1737（元文2）年7月  
②1729（享保14）年1月  
③不詳（近世）
- 沿革：①1737（元文2）年7月、山之根村氏子により造立される（刻銘より）。山村橋（現都宮団地北）のたもと、成瀬堰引堀土手にあった。昭和40年代の区画整理により現所在地へ移設された。現在はヤマムラ講中が所在地の草刈りを行っている。現所在地に移設される前は、どんど焼きを実施していた。  
②1729（享保14）年1月、木目田講中により造立される（刻銘より）。西山橋たもと西之久保新坂下の崖上にあった。区画整理により現所在地へ移設された。かつてはニシノクボ講中が世話をしていた。現在も現地周辺公園で町内会を中心に、どんど焼きを実施している。  
③東光寺村氏子により造立される（刻銘より）。当初から現所在地付近にあった。2016年、隣接道路の整備にあわせて東光寺講中が石造物の設置環境を整備した。新型コロナウイルス感染症蔓延以前は、どんど焼きを実施していた。
- 法量：①高67×幅35×奥行18cm  
②高105×幅48×奥行27cm  
③高65×幅38.5×奥行12cm
- 現状：①形状は駒型で、正面に浮彫型の天狗立像と銘文「奉造立 登神 武  
弼多摩郡成瀬山之根村 元文二丁巳七月吉日 氏子惣施□」が刻まれ、台座には銘文「[ ] 田信 [ ] 武藤 [ ] 武藤文 [ ] 武藤太良 [ ] 落合又 [ ] 落合 [ ] 落合作 [ ] [ ] 六 [ ]」が刻まれている（摩滅・破損等により文字が判読不能の箇所は、判読できない字数が判明する場合は、その字数に相当する□を記し、

また、字数が不明の場合は〔 〕で表示)。塔身には剥離が多くみられ、像容は、顔、右腕、両腿部分が欠損しているが、背中に羽をつけた修験のような姿が確認できる。

②形状は駒型で、正面に浮彫型の天狗立像と銘文「奉造立祭神 武弼多摩郡成瀬村 享保十四年正月吉日」が刻まれ、台座には銘文「氏子木目田治右衛門 同苗七良右衛門 同苗仁兵衛 同苗市良右衛門 同苗武左衛門 中里仁左衛門 同苗三左衛門」が刻まれている。塔身を横断する亀裂があり、一部欠損しているほか、像容の顔面は剥離しているが、頭巾をつけ背中に羽をつけた修験のような姿が確認できる。

③形状は舟型光背型で、正面に浮彫型の天狗立像と銘文「奉建立 道祖神 武弼成瀬 東光寺村惣氏子」が刻まれている。像容の顔面は表面が削れているが、右手に団扇、左手に杖を持ち、頭巾をつけ背中に羽をつけた修験のような姿が確認できる。

登録理由： 成瀬地区に存在する1700年代に造塔された正面に天狗の像容を配した3基の単体像道祖神塔である。

3基のうち、③の道祖神塔については、1960年代頃から研究者の間で、珍しい像容の道祖神塔として注目されており、1975年に初版が発行された庚申懇話会編『日本石仏事典』においても、清水長明氏が「珍しい例として、天狗を浮き彫りにした道祖神が町田市成瀬にある。」と紹介している。

天狗の像容については、烏天狗か天狗童子かという二つの見解があるが、本体の頭頂部と天狗の鼻の部分の一部が欠けており、現状では結論付けることはできない。しかし、『新編武蔵風土記稿』成瀬村の項に本山修験の五大院があったとの記述などからは、近隣に修験者の存在を窺い知ることができ、修験との関連性は深いものと推察され、3基の天狗型の道祖神塔が同地区内に存在することからは、成瀬地区に固有の道祖神信仰があったことがうかがい知れる。これらの道祖神のうち、②については、町内会主催と形を変えながらも現在も正月行事としてどんど焼きが実施されている。

天狗の像容が刻まれた道祖神塔は、全国でも他に例がなく、さらにそれらが3基同一地区に存在していることは、たいへん希少性が高く文化的価値が高いといえる。

また、本件の3基の道祖神は、本尊として天狗像が刻まれていることが最大の特徴であるが、市内に残存する1700年代前半に造塔された時代の古い単体像の道祖神塔としても貴重なものであるといえる。道祖神塔全体の分布は、境川を境としてその西側（旧相模国）に圧倒的多数が分布し、要因ははっきりしていないが東側（旧武蔵国）に入

ると造塔数は激減する。単体像の道祖神塔は、道祖神としては古い型のもので、1700年代前半にその多くが造塔されている。その後、1700年代後半を中心に、一般的に知られる双体像の道祖神塔が造塔され、その後の1800年代以降は、文字塔が中心となっていく。2015年度から2018年度に市教育委員会が実施した市内石造物の調査によると、市域内に存在する道祖神は34基で、そのうち1700年代に造塔されたと考えられる単体像は本件の3基を含め6基のみであった。

なお、②の道祖神塔については、寸法が高さ105cmと大きいことも特筆すべき点である。高さ100cmを超える道祖神塔は近隣地域をみても珍しく、希少性が高いものであるといえる。

以上のことから、成瀬の天狗型道祖神塔（3基）は、町田市固有の地域の歴史、文化を理解する上で、また全国的に見ても、石造物としての文化財的価値が高いものとして、保護・保存するに値するものであると評価でき、町田市登録有形民俗文化財としてふさわしい。

①



②



③



## ○参考資料 2

### 町田市文化財指定・登録基準

町田市文化財保護条例（昭和52年町田市条例第30号）第4条第1項、第20条第1項、第26条第1項、第33条第1項及び第37条第1項の規定に基づき、町田市教育委員会が行う文化財の指定及び登録は、この町田市文化財指定・登録基準により行う。

#### 第1 町田市文化財指定基準

町田市の歴史、文化を理解する上で重要なものを市の文化財に指定するには以下の基準により行う。

##### 1 町田市指定有形文化財

###### (1) 建造物

建築物（社寺、住宅、公共施設等）及びその他の工作物（石塔、鳥居等）のうち次のアからウまでのいずれかに該当するもの

- ア 意匠的又は技術的に優秀なもの
- イ 歴史的又は学術的価値の高いもの
- ウ 市の歴史又は地域的特色において顕著なもの

###### (2) 絵画・彫刻・工芸品

- ア 各時代の遺品のうち製作が優秀なもの
- イ 絵画史上、彫刻史上、工芸史上又は文化史上重要なもの
- ウ 題材、品質、形状又は技法等の点で特色があり意義の深いもの
- エ 市の歴史、文化に関係の深いもの

###### (3) 書跡・典籍

- ア 書跡類のうち書道史上又は市の文化史上重要なもの
- イ 典籍類のうち原本又はこれに準ずる写本で文化史上重要なもの
- ウ 典籍類のうち版本類(版木を含む。)は、印刷史上重要なもの
- エ 書跡類、典籍類で歴史的又は学術的価値の高いもの
- オ 書跡類、典籍類で市の歴史、文化に関係の深いもの

###### (4) 古文書

- ア 古文書類のうち歴史上又は文化史上重要なもの
- イ 日記、記録類(絵図又は系図類を含む。)は、その原本又はこれに準ずる写本で歴史上重要と認められるもの
- ウ 木簡、印章、金石文等は、記録性が高く、学術上重要と認められるもの
- エ 市の歴史、文化に関係の深いもの

###### (5) 考古資料

各時代の遺物で学術的価値の高いもの又は市の歴史上重要と認められるもの

(6) 歴史資料

- ア 政治、経済、社会、文化等歴史上の各分野における重要な事象に関する遺品のうち学術的価値の高いもの
- イ 歴史上重要な人物に関する遺品のうち学術的価値の高いもの
- ウ 歴史上重要な事象又は人物に関する遺品で市の歴史上重要なもの
- エ 歴史、文化、生活、景観等に関わる写真、映像、音声等の記録で市にとって重要なもの

2 町田市指定無形文化財

(1) 芸能

- 1 音楽、舞踊、演劇その他の芸能のうち次のアからウまでのいずれかに該当するもの
  - ア 芸術上価値の高いもの
  - イ 芸能史上重要な地位を占めるもの
  - ウ 市の文化史上重要なもの
- 2 1の芸能の成立、構成上重要な要素をなす技法で優秀なもの

(2) 工芸技術

- 陶芸、染色、漆芸、金工その他の工芸技術のうち次のアからウまでのいずれかに該当するもの
  - ア 芸術上価値の高いもの
  - イ 工芸史上重要な地位を占めるもの
  - ウ 市の文化史上重要なもの

3 町田市指定有形民俗文化財

- (1) 次に掲げる有形の民俗文化財のうち、その形様、製作技法、用法等において、市民の生活文化を理解する上で重要なもの
  - ア 衣食住に用いられるもの 例えば、衣服、装身具、飲食用具、光熱用具、家具調度、住居等
  - イ 生産、生業に用いられるもの 例えば、農具、漁猟具、工匠用具、紡績用具、作業場等
  - ウ 交通、運輸、通信に用いられるもの 例えば、運搬具、舟、車、飛脚用具等
  - エ 交易に用いられるもの 例えば、計算用具、計量具、看板、鑑札、店舗等
  - オ 信仰に用いられるもの 例えば、祭祀具、法会具、奉納物、偶像類、呪術用具、社祠等
  - カ 社会生活に用いられるもの 例えば、贈答用具、警防用具等
  - キ 民俗知識に関して用いられるもの 例えば、暦類、卜占用具、医療用具、教育施設等

- ク 民俗芸能、娯楽、遊戯に用いられるもの 例えば、衣装、道具、楽器、面、人形、玩具、舞台等
- ケ 人の一生に関して用いられるもの 例えば、産育用具、冠婚葬祭用具、産屋等
- コ 年中行事に用いられるもの 例えば、正月用具、節句用具、盆用具等
- (2) (1)のアからコまでに掲げる有形の民俗文化財の収集で、その目的、内容等が、次のアからオまでのいずれかに該当し、市民の生活文化を理解する上で重要なもの
  - ア 歴史的変遷を示すもの
  - イ 時代的特色を示すもの
  - ウ 地域的特色を示すもの
  - エ 生活階層の特色を示すもの
  - オ 職能の様相を示すもの

#### 4 町田市指定無形民俗文化財

- (1) 風俗慣習のうち次のア又はイのいずれかに該当し、重要と認められるもの
  - ア 由来、内容等において市民の生活文化の特色を示すもので典型的なもの
  - イ 年中行事、祭礼、法会等の中で行われる行事で芸能の基盤を示すもの
- (2) 民俗芸能のうち次のアからウまでのいずれかに該当し、市として重要と認められるもの
  - ア 芸能の発生又は成立を示すもの
  - イ 芸能の変遷の過程を示すもの
  - ウ 市の文化に関係が深いもの

#### 5 町田市指定史跡

- 次に掲げる遺跡のうち市の歴史を理解するために欠くことができず、かつ、その遺構が比較的よく原形を保っているもので学術的価値の高いもの
- ア 集落関係、生産関係、埋葬関係等の遺跡
  - イ 役所跡、城館跡、防塁、古戦場その他政治・軍事に関する遺跡
  - ウ 社寺跡その他祭祀信仰に関する遺跡
  - エ 屋敷跡、町屋跡、居宅跡等
  - オ 私塾、学校その他教育学芸に関する遺跡
  - カ 街道、番所跡、宿場跡、上水、用水、堤防その他産業、交通、土木に関する遺跡
  - キ 墓及び碑
  - ク 由緒ある園地、井泉、樹石その他この類の遺跡

#### 6 町田市指定旧跡

- (1) 5のアからクに掲げる遺跡のうち市の歴史を理解するために重要で、か

つ、その遺構の原形は著しく損なわれているが学術的価値の高いもの  
(2) 著名な伝説地及び由緒ある場所・土地で市の歴史を理解するために重要なもの

#### 7 町田市指定名勝

次に掲げるもののうち風致景観の優秀なもので市にとって重要なもの

- ア 公園、庭園等
- イ 橋梁、築堤等
- ウ 緑花木、草花等の叢生する場所
- エ 鳥、魚、虫等の生息する場所
- オ 岩石、洞穴等
- カ 沼、池、湿地、湧泉、水源等
- キ 丘陵、河川等
- ク 展望地点

#### 8 町田市指定天然記念物

次に掲げる動物、植物、地質鉱物のうち学術上貴重で市の自然を代表するもの

##### (1) 動物

- ア 市の著名な動物(獣、鳥、魚及び虫類以下「動物」という。)として保存を必要とするもの及びその生息地
- イ 自然環境における特有の動物又は動物群集
- ウ 特に貴重な動物の標本

##### (2) 植物

- ア 名木、巨樹、老樹、畸形樹、栽培植物の原木、並木、社叢
- イ 代表的な天然林、二次林、その他植物群落
- ウ 沼、池、湿地、湧泉、河川等の水草類、藻類、蘚苔類、微生物等及びその生ずる地域
- エ 着生草木の著しく発生する樹木又は岩石
- オ 栽培植物とその原種の生育地、または自生地
- カ 著しい植物分布の限界地
- キ 稀有又は絶滅の恐れがある植物及びその自生地

##### (3) 地質鉱物

- ア 岩石、鉱物及び化石の産出状態
- イ 市の特色を示す地質現象を保持するもの
- ウ 特に貴重な岩石、鉱物及び化石の標本

## 第2 町田市文化財登録基準

町田市の文化財に登録するには以下の基準により行う。

- 一 町田市指定文化財に準ずる価値が認められるもの
- 二 地域において広く親しまれてきたもの、再現することが容易でないもの、市の歴史的景観に寄与しているものの中で市の歴史、文化を理解する上で保存及び活用のための措置が特に必要と認められるもの

## 1 町田市登録有形文化財

### (1) 建造物

第1の1(1)に規定するもののうち、原則として建設後50年以上経過し、次のアからウまでのいずれかに該当するもの

- ア 意匠的又は技術的に特色があるもの
- イ 歴史的又は学術的価値があるもの
- ウ 市の歴史又は地域的特色があるもの

### (2) 絵画・彫刻・工芸品

- ア 各時代の遺品のうち製作に特色があるもの
- イ 絵画史上、彫刻史上、工芸史上又は文化史上必要なもの
- ウ 題材、品質、形状又は技法等の点で特色があり意義があるもの
- エ 市の歴史、文化に関係があるもの

### (3) 書跡・典籍

- ア 書跡類のうち書道史上又は市の文化史上必要なもの
- イ 典籍類のうち原本又はこれに準ずる写本で文化史上必要なもの
- ウ 典籍類のうち版本類(版木を含む。)は、印刷史上必要なもの
- エ 書跡類、典籍類で歴史的又は学術的価値があるもの
- オ 書跡類、典籍類で市の歴史、文化に関係があるもの

### (4) 古文書

- ア 古文書類のうち歴史上又は文化史上必要なもの
- イ 日記、記録類(絵図又は系図類を含む。)は、その原本又はこれに準ずる写本で歴史上必要なもの
- ウ 木簡、印章、金石文等は、記録性が高く、学術上必要と認められるもの
- エ 市の歴史、文化に関係があるもの

### (5) 考古資料

各時代の遺物で学術的価値があるもの

### (6) 歴史資料

- ア 政治、経済、社会、文化等歴史上の各分野における重要な事象に関する遺品のうち学術的価値があるもの
- イ 歴史上重要な人物に関する遺品のうち学術的価値があるもの
- ウ 歴史上重要な事象又は人物に関する遺品で市の歴史上必要なもの
- エ 歴史、文化、生活、景観等に関わる写真、映像、音声等の記録で市にと

って必要なもの

## 2 町田市登録無形文化財

### (1) 芸能

1 音楽、舞踊、演劇その他の芸能のうち次のアからウまでのいずれかに該当するもの

ア 芸術上価値があるもの

イ 芸能史上必要なもの

ウ 市の文化史上必要なもの

2 1の芸能の成立、構成上重要な要素をなす技法

### (2) 工芸技術

陶芸、染色、漆芸、金工その他の工芸技術のうち次のアからウまでのいずれかに該当するもの

ア 芸術上価値があるもの

イ 工芸史上必要なもの

ウ 市の文化史上必要なもの

## 3 町田市登録有形民俗文化財

(1) 第1の3(1)のアからコまでに掲げる有形の民俗文化財のうち、その形様、製作技法、用法等において市民の生活文化を理解する上で必要なもの

(2) 第1の3(1)のアからコまでに掲げる有形の民俗文化財の収集で、その目的、内容等が、第1の3(2)のアからオまでのいずれかに該当し、市民の生活文化を理解する上で必要なもの

## 4 町田市登録無形民俗文化財

第1の4(1)のア、イ及び(2)のアからウに規定するもののうち、市民の生活文化を理解する上で必要なもの

## 5 町田市登録史跡

第1の5のアからクに掲げる遺跡のうち、その遺構が比較的よく原形を保っているもので学術的価値のあるもの

## 6 町田市登録旧跡

(1) 第1の5のアからクに掲げる遺跡のうち、その遺構の原形は著しく損なわれているが学術的価値のあるもの

(2) 著名な伝説地及び由緒ある場所・土地で市の歴史を理解するために必要なもの

## 7 町田市登録名勝

第1の6のアからクに掲げるもののうち、風致景観に特色があるもの、地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で市民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの

## 8 町田市登録天然記念物

第1の7の(1)から(3)に掲げる動物、植物、地質鉱物のうち学術的価値があり、市にとって必要なもの

附則

この基準は、2011年6月3日より施行する。

附則

この基準は、2015年10月2日より施行する。

附則

この基準は、2019年11月2日より施行する。